

伊丹市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領
(趣旨)

第1条 この要領は、伊丹市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱(以下「要綱」という。)第8条に基づき、伊丹市の区域における建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画(以下「性能確保計画」という。)の同項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)、法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「性能向上計画」という。)の同項及び法第34条第1項の規定に基づく認定(以下「性能向上計画認定」という。)、並びに法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「性能基準」という。)に適合している旨の法第41条第1項の規定に基づく認定(以下「性能基準適合認定」という。)の申請、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づくその性能確保計画の変更が規則第3条(規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更該当していることを証する書面(以下「性能確保計画軽微変更該当証明書」という。)及び第34条の規定に基づくその性能向上計画の変更が規則第26条の軽微な変更該当していることを証する書面(以下「性能向上計画軽微変更該当証明書」という。)の交付を求めること(以下「証明願」という。)、法第19条第1項、同条第4項において読み替えて適用する同条第1項、法第20条第2項、法附則第3条第2項、同条第5項において読み替えて適用する同条第2項又は同条第8項の規定に基づく建築物の建築に関する届出又は通知(以下「建築の届出等」という。)、その他法の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書等)

第2条 適合性判定の申請に係る要綱第6条第1項第2号により市長(伊丹市長をいう。以下同じ。)が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 添付図書一覧表(様式1)
- (2) 申請手数料算定表(様式2)
- (3) 法第12条第2項又は法第13条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請の場合にあっては、次に掲げるもの
 - ア 変更床面積算定表(変更様式1)及び変更床面積算定表の別紙(変更様式2)
 - イ 変更床面積算定に係る求積図(アに係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの)及び求積表
- (4) 性能向上計画認定を受けた性能向上計画に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物に係る適合性判定の申請にあっては、当該性能向上計画認定の通知書の写し及び申請書の写し
- (5) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であって、次に掲げる増築前又は改築前の建築物の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)に係る図書に記載されたB E I(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量からその他一次エネルギー消費量を除いた数値を同号イに規定する基準一次エネルギー消費量からその他一次エネルギー消費量を除いた数値で除した値。この項及び次項において同じ。)を増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iに設定する場合にあっては、当該図書及び増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又

はその写し

ア 性能確保計画が性能基準に適合するものであると判定を受けた適合性判定の申請に係る副本及び当該判定の通知書又はそれらの写し

イ 所管行政庁の受理印の押印又は受理した旨（受付番号等を含む。）の記載のある建築の届出等の届出若しくは通知に係る副本又はその写し

ウ 法第35条第1項又は法第36条第2項の規定に基づく性能向上計画の認定を受けた性能向上計画認定の申請に係る副本及び認定通知書若しくは変更認定通知書又はそれらの写し

エ 法第41条第2項の規定に基づく性能基準に適合している旨の認定を受けた建築物の性能基準適合認定の申請に係る副本及び認定通知書又はそれらの写し

オ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項又は第55条第2項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた低炭素建築物新築等計画認定の申請に係る副本及び認定通知書若しくは変更認定通知書又はそれらの写し

カ B E L S（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）に基づく評価書及び当該評価に係る申請図書（非住宅部分の全てを評価しているものに限る。）又はそれらの写し

(6) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であって、増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iを1.1に設定する場合にあっては、増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

2 建築の届出等に係る要綱第6条第2項第2号により市長が必要

と認める図書は，次に掲げるものとする。ただし，法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項の規定による届出，法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項の規定による届出及び規則第14条第3項の規定を適用する場合の法第20条第2項の規定による通知（第1号において「準ずる書面を提出する届出等」という。）に添える図書にあっては，次の第2号から第5号までにおいて，この限りでない。

- (1) 添付図書一覧表（様式3）（準ずる書面を提出する届出等にあっては，様式3の1）
- (2) 要綱第2条第1号に規定する住宅（以下「住宅」という。）であって，同条に規定する登録性能判定等機関（以下「登録性能判定等機関」という。）が作成した，当該住宅の全部又は一部（基準省令第4条第3項第2号及び第5条第3項第2号による場合にあっては，一次エネルギー消費量についての共用部分を除く。以下同じ。）が外皮基準（基準省令第1条第1項第2号イに規定する基準をいう。以下同じ。）及び基準一次エネルギー消費量基準（同項第2号ロ（非住宅部分に係るものにあつては，同項第1号ロ）に規定する基準をいう。以下同じ。）に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面
- (3) 要綱第2条第1号に規定する複合建築物（以下「複合建築物」という。）であって，登録性能判定等機関が作成した，当該複合建築物の一部である住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の全部又は一部が外皮基準及び基準一次エネルギー消費量基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面
- (4) 住宅又は複合建築物であって，登録性能判定等機関が作成した，当該住宅の全部若しくは一部又は当該複合建築物の一部である住宅部分の全部若しくは一部が外皮基準又は基準一次エネルギー消費量基準のいずれかに適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面

- (5) 複合建築物であって、登録性能判定等機関が作成した、当該複合建築物の一部である非住宅部分の全部が基準一次エネルギー消費量基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面
- (6) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築を行う場合であって、前項第5号アからカまでに掲げる増築前又は改築前の建築物の非住宅部分に係る図書に記載されたBEIを増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のBEIに設定する場合にあつては、当該図書及び増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し
- (7) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であって、増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のBEIを1.1に設定する場合にあつては、増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

3 性能向上計画認定の申請に係る要綱第6条第3項第4号により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 添付図書一覧表（様式4）
- (2) 申請手数料算定表（様式5）
- (3) 要綱第3条第1項に掲げる書面が添えられない場合にあつては、申請書の副本に規則第23条第1項、規則第24条の3第2項又は規則第27条に規定する図書のうち必要なものを添えたものの写し
- (4) 法第35条第2項（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく申出をする場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3又は第2条に規定する確

認申請書の副本に図書及び書類を添えたもの)の写し

(5) 法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請の場合にあっては、次に掲げるもの

ア 変更床面積算定表(変更様式1)及び変更床面積算定表の別紙(変更様式2)

イ 変更床面積算定に係る求積図(アに係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの)及び求積表

4 性能基準適合認定の申請に係る要綱第6条第4項第3号により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 添付図書一覧表(様式4)

(2) 申請手数料算定表(様式5)

(3) 要綱第3条第2項に掲げる書面が添えられない場合にあっては、申請書の副本に規則第30条に規定する図書を添えたものの写し

5 伊丹市手数料条例(平成12年伊丹市条例第7号。以下「手数料条例」という。)別表第2第51号の12, 12の2, 15又は16に規定する変更部分の床面積の合計の算定方法は、非住宅部分の変更部分の床面積の算定方法(別紙)によることとする。

(市長が必要と認める書類)

第3条 建築の届出等に係る要綱第7条第2項により市長が必要と認める図書は、前条第2項第2号から第5号までに掲げる場合の規則第12条第1項の表の(い)項の仕様書(仕上げ表を含む。),各部詳細図及び各種計算書並びに(ろ)項に掲げる図書(住宅部分については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)のうち、前条第2項第2号から第5号までに掲げる当該評価に係る図書とする。

(申請の時期)

第4条 性能向上計画認定の申請(法第34条第1項の規定に基づく申請であって法第34条第3項の規定を適用しようとするものを除く。)は、当該計画に係る法第2条第1項第2号に規定するエ

エネルギー消費性能（以下「エネルギー消費性能」という。）の向上のための建築物の新築等（エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（建築物の修繕若しくは模様替，建築物への同号に規定する空気調和設備等（以下「空気調和設備等」という。）の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）の工事に着手する前に行わなければならない。

- 2 性能基準適合認定の申請は，現に存する建築物の所有者が行うことができ，当該申請に係る建築物の新築，増築若しくは改築，建築物の修繕若しくは模様替（いずれもエネルギー消費性能に影響を及ぼさないものを除く。）又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（いずれもエネルギー消費性能に影響を及ぼさないものを除く。）の工事中に行ってはならない。

（申請等に係る図書の提出）

第5条 市長に性能確保計画軽微変更該当証明書 of 証明願をしようとする者は，様式7による証明願の正本1通及び副本1通に，規則第2条第1項に規定する図書及び第2条第1項に規定する図書を添えて提出しなければならない。この場合，第2条第1項第3号において「法第12条第2項又は法第13条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請の」とあるのは，「性能確保計画軽微変更該当証明書 of 証明願をしようとする」と読み替える。

- 2 性能向上計画軽微変更該当証明書 of 証明願をしようとする者は，様式8による証明願の正本1通及び副本1通（要綱第3条第1項に掲げる書面が添えられない場合にあっては副本2通）に，省令第27条に規定する図書及び第2条第3項に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。この場合，第2条第3項第5号において「法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変

更の認定の申請」とあるのは、「性能向上計画軽微変更該当証明書の証明願」と読み替える。

(登録性能判定等機関への審査依頼)

第6条 市長は、適合性判定の申請、性能向上計画認定の申請（要綱第3条第1項に掲げる書面が添えられたものを除く。）、性能基準適合認定の申請（要綱第3条第2項に掲げる書面が添えられたものを除く。）又は性能確保計画軽微変更該当証明書の証明願若しくは性能向上計画軽微変更該当証明書の証明願がなされた場合にあっては、適合性判定、性能向上計画認定、性能基準適合認定、性能確保計画軽微変更該当証明書又は性能向上計画軽微変更該当証明書に係る審査を登録性能判定等機関に依頼することができる。

(性能向上計画の通知)

第7条 市長は、法第35条第3項（法第36条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により性能向上計画を通知する場合は、様式9による通知書を添えて行うものとする。

2 建築主事は、法第35条第4項（法第36条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項の規定により、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、市長に対して様式10による確認済証を交付するものとする。

3 建築主事は、法第35条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項の規定により、建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、市長に対して様式11による通知書を交付するものとする。

4 建築主事は、法第35条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項の規定により、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、市長に対して様式12による通知書を交付するものとする。

5 建築主事は、第1項により通知された性能向上計画の申請書（その添付図書を含む。以下この条及び次条において同じ。）に不備があり、又は当該申請書の記載事項に不明確な点があるときは、市長に対して様式12の2による通知書を交付するものとする。

（性能向上計画認定の申請に関する追加説明等）

第8条 市長は、性能向上計画認定の申請に係る当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき又は申請書に不備があり、若しくは申請書の記載事項に不明確な点があるときは、申請者に対して、様式12の3による通知書により申請書の補正又は追加説明を求めるものとする。

2 市長は、前条第4項又は第5項による通知書の交付があったときは、前項の規定を準用するものとする。

（軽微変更該当証明書の交付）

第9条 市長は、性能確保計画軽微変更該当証明書の証明願に係る性能確保計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式13による証明書を副本に添えて交付するものとする。

2 市長は、性能向上計画軽微変更該当証明書の証明願に係る性能向上計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式14による証明書を副本に添えて交付するものとする。

（認定しない旨の通知）

第10条 市長は、性能向上計画認定の申請に係る性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めたときは、その旨及びその理由を記載した様式15による通知書を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、性能基準適合認定の申請に係る建築物が性能基準に適合しないと認めたときは、その旨及びその理由を記載した様式15の2による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第 1 1 条 申請者は、適合性判定、性能向上計画認定又は性能基準適合認定の申請を取り下げようとするときは、様式 1 6 による申出書を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第 1 2 条 法第 1 7 条第 1 項の規定により市長が建築主等（法第 2 条第 1 項第 4 号に定める建築主等をいう。以下同じ。）に対して、法第 1 1 条第 1 項に規定する特定建築物（以下「特定建築物」という。）の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式 2 0 による報告書とする。

2 市長から法第 1 2 条第 6 項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の交付を受けた者は、同条第 2 項に規定する計画の軽微な変更（規則第 2 9 条の規定に基づく書面の交付を受けた計画の軽微な変更を除く。）を行ったときは、様式 2 6 による報告書の正本 1 通及び副本 1 通を市長に提出するものとする。

3 法第 2 1 条第 1 項の規定により市長が建築主等に対して、法第 1 9 条第 1 項各号に掲げる行為に係る建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式 2 1 による報告書とする。

4 法附則第 3 条第 1 0 項の規定により市長が建築主等に対して、法附則第 3 条第 1 項に規定する特定増改築に係る特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式 2 1 による報告書とする。

5 性能向上計画認定を受けた者は、認定を受けたエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したときは、様式 2 2 による報告書の正本 1 通及び副本 1 通に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書、建築士による工事監理報告書又はこれに代わる図書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたもの

を，市長に提出しなければならない。

- 6 性能向上計画認定を受けた者は，前項により難しい場合は，様式 23 による報告書の正本 1 通及び副本 1 通に認定通知書，認定申請書の副本及びその添付図書，工事施工者によるエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の施工状況に関する報告書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたものを，市長に提出しなければならない。
- 7 法第 37 条により市長が性能向上計画認定を受けた者に対して，認定を受けた性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は，様式 25 による報告書とする。
- 8 性能向上計画認定を受けた建築物の所有者が，その建築物の全部又は一部を譲り渡した場合は，その譲渡人及び譲受人が共同して，様式 24 による届出書の正本 1 通及び副本 1 通に認定通知書，認定申請書の副本及びその添付図書を添えたものを，市長に届け出るものとする。
- 9 法第 43 条により市長から性能基準適合認定を受けた者に対して，性能基準適合認定を受けた建築物の性能基準への適合に関する事項に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は，様式 28 による報告書とする。
- 10 性能基準適合認定を受けた建築物の所有者が，その建築物の全部又は一部を譲り渡した場合は，その譲渡人及び譲受人が共同して，様式 24 による届出書の正本 1 通及び副本 1 通に認定通知書，認定申請書の副本及びその添付図書を添えたものを，市長に届け出るものとする。
- 11 市長から適合判定通知書の交付を受けた者又は性能向上計画認定を受けた者は，当該適合性判定に係る建築物の新築，増築若しくは改築又は当該性能向上計画に係るエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了するまでの間に適合性判定の計画書又は性能向上計画の申請書の第 2 面の記載事項に変更があっ

た場合においては、様式 28 の 2 による届出書の正本 1 通及び副本 1 通を市長に届け出るものとする。

(指示・命令等)

第 13 条 市長が法第 14 条第 1 項の規定に基づき違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずるときの命令書の標準的な様式は、様式 29 による命令書とする。

2 市長が法第 16 条第 1 項の規定に基づき性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示するとき、法第 19 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示するとき又は法附則第 3 条第 3 項の規定に基づき同条第 2 項の届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示するときの指示書の標準的な様式は、様式 30 による指示書とする。

3 市長が法第 16 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の指示に係る措置をとるべきことを命ずるとき、法第 19 条第 3 項の規定に基づき同条第 2 項の指示に係る措置をとるべきことを命ずるとき又は法附則第 3 条第 4 項の規定に基づき同条第 3 項の指示に係る措置をとるべきことを命ずるときの命令書の標準的な様式は、様式 31 による命令書とする。

4 市長が法第 38 条の規定に基づき性能向上計画認定に係る建築物の改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときの命令書の標準的な様式は、様式 32 による命令書とする。

(取消しの通知)

第 14 条 市長は、法第 39 条の規定に基づき法第 35 条第 1 項の認定を取り消したときは、様式 33 による通知書により当該性能向上計画認定を受けた者に通知するものとし、法第 42 条の規定に基づき法第 41 条第 2 項の認定を取り消したときは、様式 33 の 2 による通知書により当該建築物の所有者に通知するものとする。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年5月28日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年3月30日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。